

スタートアップ企業と契約

1. スタートアップ企業と事業会社との連携

一般に、スタートアップ企業は有用な技術を保有していますが、製造設備や販売経路等を保有していないことが多く、事業会社と連携する必要があります。他方、事業会社にとっても、スタートアップ企業の保有する有用な技術によって、生産性を向上したり、新たな事業分野へ拡大したりするなどの利点があります。

そこで、スタートアップ企業と事業会社が連携することになります。その際、秘密保持契約、技術検証契約、共同研究契約、ライセンス契約などの契約が締結されます。

2. 契約時の問題点

しかし、事業会社との優越関係から、下記のように、スタートアップ企業は契約を受け入れざるを得ない場面に遭遇します。

- ・スタートアップ企業と大企業では、事業規模が違いすぎて、交渉力は比較にならない。
- ・大企業と取引している実績があると、スタートアップ企業に対する信用につながるため、不利な条件であっても、大企業と取引せざるを得ない。
- ・スタートアップ企業の売上げが全くなってしまうよりは、不利な条件でも契約せざるを得ない。

[スタートアップの取引慣行に関する実態調査について(公正取引委員)]

このような実態を踏まえ、公正取引委員会および経済産業省から、指針が公表されています。以下では、共通事項(「3」)のほか、秘密保持契約(「4」)、技術検証契約(「5」)、共同研究契約(「6」)、ライセンス契約(「7」)に関し、各契約の目的、事業会社に対する規制、スタートアップ企業が留意すべき点を記載しています。

3. 各契約の共通事項

秘密保持契約、技術検証契約等の各契約で共通する事項です。

(1) 事業会社に対する規制

ア. 優越的地位の濫用

(ア) 問題となる場面

事業会社から、正当理由なく、

- (i)顧客情報の無償提供等を要請される場合(顧客情報)、
 - (ii)商品・役務購入後、契約上の対価の減額を要請される場合(対価減額)、
 - (iii)契約上の支払期日までに対価が支払われない場合(支払遅延)、又は、
 - (iv)事業連携の成果に基づく商品・役務の損害賠償責任の一方的な負担を要請されない場合(一方的な損害賠償責任)において、
- スタートアップ企業が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れ

ざるをえない場合は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

(イ) 効果

このような場合、スタートアップ企業は、事業会社にとって有利な状況を回避できる可能性があります。

公正取引委員会が優越的地位の濫用のおそれのある行為を申告等により察知した場合、同委員会は必要な調査を行います（独禁法 45 条以下）。違反行為が認められると、同委員会は、事業会社に対して警告や、意見聴取など所定の手続きを経て、契約条項の削除など違反行為を排除するよう命令します（同 20 条）。また、一定の場合には、事業会社に対し、課徴金納付命令が行われる場合があります（同 20 条の 6）。

(ア) 問題となる場面

市場における有力事業者が、合理的な範囲を超えて、他の事業者への商品・役務の販売を禁止したりすることは、それによって市場閉鎖効果（新規参入者や既存の競争者にとって、代替的な取引先を容易に確保することができなくなり、新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれ）が生じるおそれがある場合、排他条件付取引または拘束条件付取引として問題となるおそれがあります。

(イ) 効果

このような不公正な取引方法に該当する場合、スタートアップ企業は、事業会社にとって有利な状況を回避できる可能性があります。

公正取引委員会が不公正な取引方法を申告等により察知した場合、同委員会は必要な調査を行います（独禁法 45 条以下）。違反行為が認められると、同委員会は、事業会社に対して警告や、意見聴取など所定の手続きを経て、違反行為を排除するよう命令します（同 20 条）。

(2) スタートアップ企業が留意すべき点

一例として以下のものが挙げられます。当所は、個々の事案に応じてアドバイス致します。

- ア. 顧客情報は重要な情報です。「営業秘密」は一定の要件を満たせば、不正競争防止法上保護されるため、可能であればこの要件を満たすよう、管理しましょう（要件を満たさない情報については、秘密保持契約で縛りがかかることが一般的です）。
- イ. 報酬支払条件等について共通認識を持ち、契約で定めましょう。
- ウ. 賠償責任の範囲、額などを定めましょう。
- エ. 第三者の知的財産権の侵害がないことを保証する場合、保証の範囲を制限しましょう。

4. スタートアップ企業が締結する秘密保持契約

(1) 契約目的

スタートアップ企業と事業会社の事業連携の可否を判断するにあたり双方の情報を提供し合う必要がありますが、秘密情報の外部流出などリスクを防止する必要があります。そこで、双方の秘密情報を保護する目的で締結されます。情報は財産であり、競争力の源泉です。

(2) 事業会社に対する規制

ア. 優越的地位の濫用

事業会社が、スタートアップ企業に対し、

(i) 正当な理由なく、秘密保持契約を締結しないまま営業秘密の無償開示等を要請する場合、又は、

(ii) 一方的に情報開示義務を課し、若しくは短期の秘密保持契約を要請するなどの場合において、

スタートアップ企業が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるをえない場合は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

なお、効果については「『3. 各契約の共通事項』(1) ア (イ)」と同様です。

イ. 競争者に対する取引妨害

秘密保持契約に反して、事業会社が、スタートアップ企業の営業秘密を盗用し、同企業商品・サービスと競合する商品・サービスを販売することにより、同企業と取引先との取り引きが妨害される場合、競争者に対する取引妨害として問題となるおそれがあります。

効果については「『3. 各契約の共通事項』(1) ア (イ)」と同様です。

(3) スタートアップ企業が留意すべき点

一例として以下のものが挙げられます。当所は、個々の事案に応じてアドバイス致します。

ア. 秘密情報を精査し、社内管理を行いましょう。

イ. 秘密情報の開示は、使用目的・開示対象を具体的に定め、最小限の範囲にしましょう。

ウ. 重要で保護したい情報は、秘密保持契約締結前から当該情報を保有していることを確認し、かつ当該情報を同契約内容に含めましょう。

エ. 情報漏えいの損害賠償規定を設けましょう。ただし、賠償額が低すぎると、賠償責任を負っても情報を流出させてしまう動機となる点に留意しましょう。

5. スタートアップ企業が締結する技術検証契約

(1) 契約目的

スタートアップ企業の技術や製品を事業会社に採用してもらい、両当事者が共同研

究開発への移行に向けた試験的な技術検証を行うための取り決めです。技術検証の内容、終了条件、対価等の権利義務を定め、また、契約違反が生じた場合の証拠に活用できます。

(2) 事業会社に対する規制

事業会社から、

- (i) 正当な理由なく、無償で技術検証を要請される場合、
- (ii) 一方的に著しく低い対価で技術検証を要請される場合、
- (iii) 技術検証実施後、正当な理由なく、契約で定めた対価を減額される場合、
- (iv) 技術検証実施後、正当な理由なく、やり直しを要請される場合で、スタートアップ企業が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるをえない場合は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

なお、効果については『3. 各契約の共通事項』(1) ア (イ)」と同様です。

(3) スタートアップ企業が留意すべき点

一例として以下のものが挙げられます。当所は、個々の事案に応じてアドバイス致します。

- ア. 急ぐあまり、契約を締結せずに技術情報を提供してはいけません。
- イ. 技術検証の終了要件、対価の設定および支払い方法、共同研究開発への移行条件を設定しましょう。
- ウ. 期待された成果が得られなかった場合に備え、一定の成果を保証するものでないことを明記することを検討しましょう。

6. スタートアップ企業が締結する共同研究契約

(1) 契約目的

製品化やサービス化に向けて、共同研究・開発に関する条件等を定めます。研究成果である知的財産の帰属、事業化後の権利関係が定められます。

(2) 事業会社に対する規制

ア. 優越的地位の濫用

- (i) 共同研究の成果物である知的財産権を事業会社のみへ帰属させるなど、事業会社から、正当な理由なく、共同研究の成果物である知的財産権の無償提供等を要請され、又は、
- (ii) 事業会社から、正当な理由なく、共同研究の成果の全部又は一部を無償提供するよう要請された場合において、スタートアップ企業が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入れざるをえない場合は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

イ. 排他条件付取引または拘束条件付取引

- (i) 市場における有力事業者が、合理的な期間に限らず、共同研究の成果に基づく商

品・役務の販売先を制限したり、

(ii)共同研究の経験を活かして新たに開発した成果に基づく商品・役務の販売先を制限したりすることは、

それらによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合、排他条件付取引または拘束条件付取引として問題となるおそれがあります。

(3) スタートアップ企業が留意すべき点

一例として以下のものが挙げられます。当所は、個々の事案に応じてアドバイス致します。

ア. 契約締結前に保有していた情報と、研究により新たに生じた情報が混在しないよう、当事者間で契約締結前の保有している情報を整理しましょう。

イ. 成果物の帰属を定めましょう。共有帰属とすると、事業会社の承諾を要するなどスタートアップ企業の知財活用に支障が生じる場合があります。例えば、スタートアップ企業に知的財産を帰属させつつ、事業会社に独占的利用を設定するなどして、双方にとってウィンウィンの関係が得られるように、知財の価値を最大化させるための方策を検討しましょう。

ウ. 連携会社に対する配慮として、スタートアップ企業は、一定期間の間、他社と競合開発を禁止することや経済的不安が生じた場合の権利の買い取りなどを検討しましょう。

エ. 共同研究開発の役割分担について双方が共通認識を持ちましょう。

オ. 成果物について知的財産権を取得するための対価は、成果物に対する双方の貢献度等を考慮して決めましょう。

カ. 共同開発テーマについて共通認識をもち、新たな発明が共同研究によって生まれたものを明確にしましょう。

7. スタートアップ企業が締結するライセンス契約

(1) 契約目的

共同研究契約の段階では、成果物の利用範囲等が明らかでなかった場合、別途ライセンス契約を締結する必要があります。知的財産権の利用条件、技術情報の提供、改良技術の取扱い等を定めておくものです。

(2) 事業会社に対する規制

ア. 優越的地位の濫用

事業会社から、

(i)正当理由なく、知的財産権のライセンスの無償提供等を要請され、又は、

(ii)一方的に、スタートアップ企業が開発した技術の特許出願の制限を要請された場合において、

スタートアップ企業が、今後の取引に与える影響等を懸念して当該要請を受け入

れざるをえない場合は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあります。

なお、効果については「『3. 各契約の共通事項』(1) ア (イ)」と同様です。

イ. 排他条件付取引または拘束条件付取引

(i)市場における有力事業者が、合理的な範囲を超えて、他の事業者への販売を制限したり、

(ii)スタートアップ自らによる販売を制限したりすることは、

それらによって市場閉鎖効果が生じるおそれがある場合、排他条件付取引または拘束条件付取引として問題となるおそれがあります。

効果は上記「3. 各契約の共通事項の (1) イ (イ)」と同様です。

(3) スタートアップ企業が留意すべき点

一例として以下のものが挙げられます。当所は、個々の事案に応じてアドバイス致します。

ア. 事業会社から理不尽な要求がある場合、契約上の対案を提示しましょう。

イ. 許諾範囲、ライセンス料等のライセンス許諾条件を明確化し、自社のビジネスモデルを構築するために必要な知的財産権を利用しましょう。ライセンスの対象、期間、独占・非独占の範囲は限定的にしましょう。

ウ. 資金繰りが必要となるスタートアップ企業は、ランニングロイヤルティを重視しましょう。

エ. 共同開発テーマについて共通認識をもち、新たな発明が共同研究によって生まれたものかを明確にしましょう。